

議案第2号

斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：生涯学習課】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）安全計画の策定等の義務規定の新設（第6条の2の新設規定）

放課後児童健全育成事業者に対して、利用者の安全の確保に関する計画の策定等を義務付ける規定を新たに設けるものです。

（2）自動車を運行する場合の所在の確認の義務規定の新設（第6条の3の新設規定）

放課後児童健全育成事業者に対して、利用者の移動のために自動車を運行する場合における所在の確認を義務付ける規定を新たに設けるものです。

（3）業務継続計画の策定等の努力規定の新設（第12条の2の新設規定）

放課後児童健全育成事業者に対して、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等に努めることを求める規定を新たに設けるものです。

（4）衛生管理等に関する改正（第13条第2項の改正規定）

放課後児童健全育成事業者が講じる必要のある感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関して必要な措置を明確化し、研修及び訓練の定期的な実施に関する規定を追加するものです。

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和5年4月1日から施行します。

（2）経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、安全計画の策定等に関する規定については、努力義務とします。